

# 八幡浜市災害時受援計画



令和3年5月

八幡浜市

## 目次

第1章 総論	1
1 災害時受援計画策定の趣旨	1
2 本計画の位置づけ	2
3 国・県の動きを踏まえた受援体制	2
4 前提とする災害	2
5 本計画の対象とする支援の範囲	3
6 本計画の発動	4
7 費用負担	5
8 本市の受援体制	5
9 応援要請の法的根拠等	8
第2章 人的支援の受入れ	9
1 基本的な考え方	9
2 人的支援の受入手順	9
3 人的支援の受入事務フロー	13
4 人的支援の受入れに係る役割分担	14
第3章 物的支援（物資供給）の受入れ	15
1 基本的な考え方	16
2 物資集積拠点(物資拠点・物資集積場所)・搬送	17
3 必要物資の把握	17
4 物資供給に係る役割分担	19
5 物資の調達に係る受援	19
6 物資の集積場所	23
7 物資の輸送に係る受援	24
第4章 受援対象業務	25
1 受援対象業務選定の考え方	25
2 受援対象業務の選定結果	25
第5章 応援団体別の受援体制	26
1 国・県	26
2 県内の他の市町	26
3 地方自治体相互応援協定に基づく受援	29
4 自衛隊	29
5 医療機関	32
6 災害時応援協定締結団体	33
7 ボランティア	35
8 消防機関	36
第6章 受援力向上に向けた取り組み	38
1 本計画の修正・推進	38
2 受援対象業務シートの管理	38
3 受入体制の準備	38
4 災害時応援協定の実効性強化	38
5 訓練の実施	38

第7章 受援対象業務	39
受援対象業務一覧	39

資料

- ・非常時優先業務一覧(八幡浜市BCP)

様式集

受援対象業務シート

人的受援関係

物的受援関係

# 第1章 総論

## 1 災害時受援計画策定の趣旨

市は、大規模な災害が発生した場合、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、災害応急対策や被災者支援等の業務を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を最大限活用することが求められる。

しかしながら、東日本大震災などの過去の災害では、応援の受入窓口の不明確さや宿泊場所等の環境整備の課題などにより、外部からの応援を十分に活用できず、職員等の派遣を断らざるを得ない等の事態も発生した。

このような教訓を踏まえ、平成24年6月には、災害対策基本法が改正され、市町村等は円滑に外部からの応援を受けることができるよう必要な措置を講ずることとされた。

このような中、本市でも、南海トラフ巨大地震や大規模自然災害など、非常時においても適正な業務の執行が図れるよう、平成30年3月に「八幡浜市業務継続計画(BCP)」を策定したが、平成30年7月豪雨を経験し、災害発生後に実施すべき業務(※1)を実施するためには、受援(※2)が必要であることを、近隣他市の状況を見て認識した。

以上のような状況から、受援体制を整備することは、本市の重要な課題であり、平成30年7月豪雨より更に大きな被害が想定される南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した際に、外部からの応援を円滑に受け入れるため、以下の3つの視点を中心として「八幡浜市災害時受援計画」(以下「本計画」という。)を策定する。

- 人的支援の受入手順や受入れに係る役割分担の明確化
- 物資の調達や輸送に係る受援体制の整備
- 受援対象業務をあらかじめ特定し、迅速に応援要請できる準備

※1 応急・復旧業務(災害応急対策業務や復旧・復興業務)及び優先的通常業務(災害発生時においても継続する必要性が高い通常業務)を合わせて非常時優先業務という。

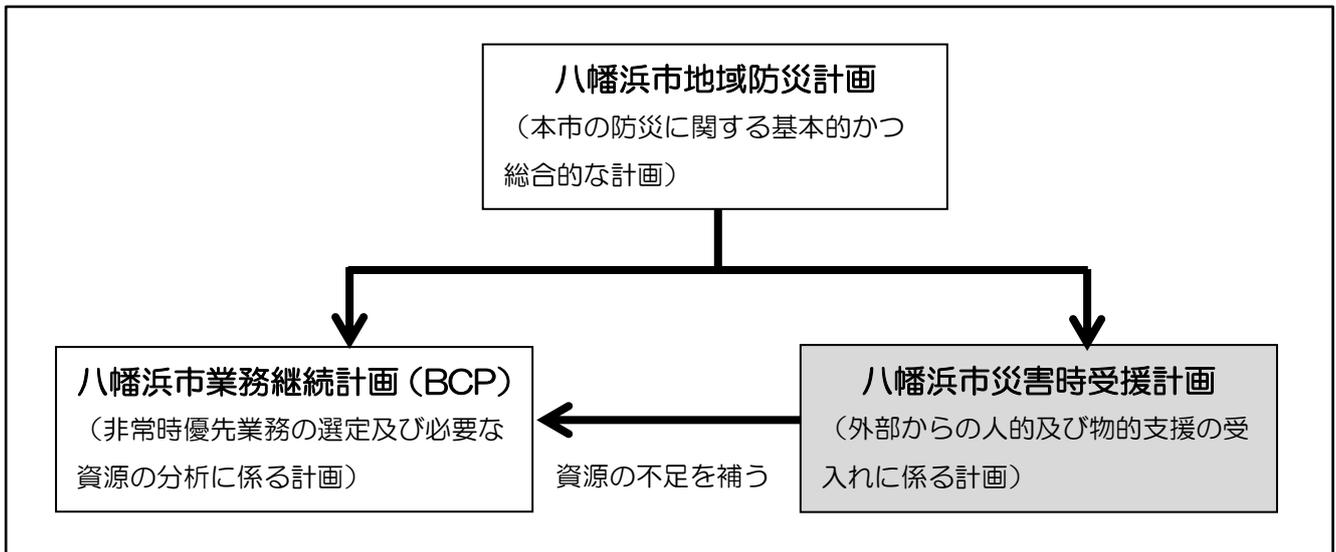
※2 外部からの応援を円滑に受け入れることを受援という。

## 2 本計画の位置づけ

本計画は、八幡浜市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の広域連携体制や生活救援対策を具体化した下位計画として位置づける。

また、「八幡浜市業務継続計画(BCP)」で明らかとなった非常時優先業務に必要な人的及び物的資源の不足について、外部からの応援を受け入れる計画とする。

### 本計画の位置づけ



## 3 国・県の動きを踏まえた受援体制

国が、平成27年3月に策定した「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和元年5月改定）において、被害全容の把握を待つことなく、災害応急対策活動を直ちに開始することとし、被災地への警察・消防・自衛隊等の派遣やプッシュ型による物資の緊急輸送が国の役割と位置づけられている。

また、県においても、平成27年3月に策定した「愛媛県広域防災活動要領」や物資供給業務の具体的な手順を示す「愛媛県救援物資供給マニュアル」を平成30年3月に策定し、救援部隊等の拠点利用や物資の供給等について、事前に検討するとともに災害時の円滑な調整を行うための取り組みを推進している。

そのため、本市においては、国や愛媛県からの人的及び物的支援を円滑に受け入れるため、当該計画に基づく国や愛媛県の動きと整合性を図りながら、本計画を運用していくものとする。

## 4 前提とする災害

本計画で前提とする災害は、八幡浜市において想定される最も大きな災害であり、八幡浜市業務継続計画との整合を図る観点から、南海トラフ巨大地震を対象とする。

建物全壊 + 焼失数	12,117 棟	避難所避難者数（1 日後）	19,833 人
死者数	770 人	避難所避難者数（1 週間後）	19,676 人

（「愛媛県地震被害想定調査結果（H25.12）」陸側ケース、人的被害：冬深夜、人的被害以外：冬18時）

## 5 本計画の対象とする支援の範囲

本計画では、災害発生時に行われる外部からの人的及び物的支援を対象とし、その範囲は、以下のとおりとする。

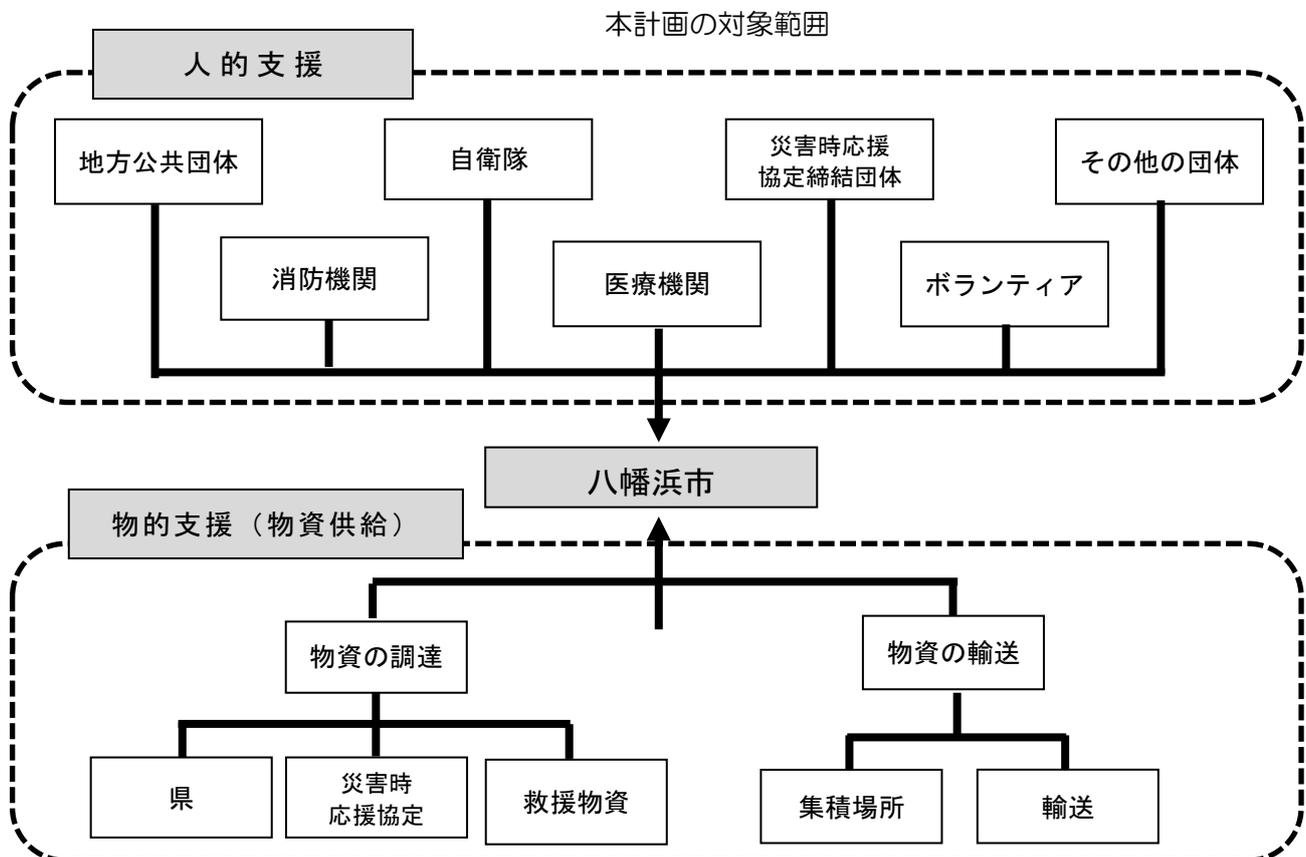
### (1) 本市に人的支援を行う団体等（以下「応援団体」という。）

本市に人的支援を行う応援団体は以下が考えられる。

- ① 自治体：都道府県、市町村
- ② 国関係機関：緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、災害派遣医療チーム（DMAT）等
- ③ 消防機関：緊急消防援助隊、消防団等
- ④ 医療機関：八幡浜医師会、八幡浜歯科医師会、愛媛県薬剤師会八幡浜支部等
- ⑤ 協定締結団体：協定業者・企業等
- ⑥ ボランティア：個人、団体
- ⑦ 自衛隊：※自衛隊法に基づく知事要請による派遣を想定
- ⑧ その他の団体

### (2) 本市に行われる物的支援（物資供給）の種類

- ① 物資の調達に係る支援
  - ア 愛媛県（以下「県」という。）からの物資の受入れ（国からの支援を含む）
  - イ 災害時応援協定に基づく物資の調達
  - ウ 救援物資の受入れ
- ② 物資の輸送に係る支援
  - ア 物資集積場所の開設・運営
  - イ 輸送・保管業務



## 6 本計画の発動

災害発生時に人的又は物的資源が不足する場合、本計画を発動し、応援要請を行うなど受援体制を開始する。

### (1) 発動要件

本計画の発動要件を次のとおり設定する。

#### ① 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合（※）

※ 過去の事例では、震度6弱以上の場合に甚大な人的被害、建物被害等が発生しており、他の地方公共団体等から先遣隊が派遣されることが想定される。

#### ② その他、大規模な災害が発生し、市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合

### (2) 発動期間

発動期間は、八幡浜市業務継続計画と整合性を図るため、同計画の発動期間である「発災後1か月」を基本とするが、必要に応じて、発災後1か月以降の応援受入れも想定する。なお、支援の種類別の発動期間は、概ね以下のとおりである。

応援の種類と想定される応援時期

応援の種類		時 期						
		第1局面	第2局面	第3局面	第4局面	第5局面	第6局面	
		発災から 3時間程度	発災後 3時間から 24時間程 度	発災後 24時間から 72時間程 度	発災後 4日から 7日程度	発災後 8日から 2週間程度	発災後3週 間目から 1ヶ月程度	
人的 支 援	協定締結自治体			←				→
	他自治体(要請)				←			→
	国関係機関			←				→
	消防機関		←					→
	医療機関	←						→
	災害時応援協定 締結団体	←						→
	ボランティア				←			→
	自衛隊		←					→
物的 支 援	国(プッシュ型)			←		→		
	協定締結自治体			←		→		
	他自治体(要請)				←			→
	協定締結事業者		←					→

## 7 費用負担

協定に基づいた応援で当該協定に定めがある場合には、応援職員の旅費、業務従事中の負傷による公務災害補償に要する費用、第三者に損害を与えてしまった場合の補償費用、応援物資の購入・輸送費等、応援に必要な費用の当市と応援団体との負担割合は協定に基づくものとする。その他の場合については原則として当市の負担とする。

なお、災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づいた費用の支弁が得られる場合がある。

### (主な災害応援業務における救助法の対象経費)

受援対象業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救援物資外(化粧品等)の仕分け等の業務は対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	建物被害認定、罹災証明書発行業務要員	※対象外 救助法に基づく応急救助でないため
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助でないため

※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費(相互応援協定に基づく応援)、災害対応に係る職員派遣の受け入れに要する経費(自治法第252条の17に基づく職員派遣)については、特別交付税措置が講じられている。(罹災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置)(特別交付税に関する省令第3条第1項第一号)

## 8 本市の受援体制

### (1) 受援組織の業務内容・役割

災害時における受援の業務内容・役割については、国のガイドラインに基づき、以下のことを想定する。

- ① 庁内の人的・物的資源ニーズや受入状況等、現状の把握・整理・とりまとめ
- ② 人的・物的資源の過不足整理や管理帳票作成
- ③ 今後必要となる人的・物的資源の見積り検討と応援要請・物資要請
- ④ 上記①～③の項目に関する庁内共有・調整
- ⑤ 必要に応じた調整会議の企画・運営
- ⑥ 応援職員への適切な執務環境の提供等、担当(災害対策本部・班)への支援や配慮

## (2) 受援体制の考え方

災害時における業務継続の実行性を確保し、迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、上記に示すような受援業務を円滑に実施できる体制整備が重要となる。そのための当市における人的及び物的受援体制は以下のとおりとする。

### ① 人的受援担当

#### ア 基本的な考え方

受援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受け入れる各部及び課等（以下「受援課」という。）において、主体的に実施することとし、全体調整を総務部庶務班（以下「庶務班」という。）が行うこととする。

#### イ 受援を担当する組織・担当者の設置

受援に係る窓口及び指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、庶務班及び受援課に、次のとおり、受援を担当する組織及び担当者を設置する。

##### (ア) 総務部庶務班

庶務班は、行政機関等への応援要請、市全体の受援状況の取りまとめ等を人的受援に関する全体調整を行う。

##### (イ) 受援課

受援課に、指揮命令者及び受援担当者を置く。

###### a 指揮命令者

受援職員等（応援団体から派遣される行政職員や民間企業の従業員など）に対して、業務に関する指揮命令を行う者。課長補佐以上の職を充てるものとする。

###### b 受援担当者

受援職員等の受入れに関して、必要な情報共有や活動環境の整備を行う実務責任者。

### ② 物的受援担当

#### ア 基本的な考え方

現災害対策本部体制の構成・役割を踏まえて、物的支援に関連する業務を担当する総務部及び市民福祉部で構成する。

応援の受入れに関する具体的なニーズのとりまとめや応援要請の他、物資の調達、集積場所、在庫情報や配送状況等の管理など業務が多岐にわたることから、その全体調整を庶務班が行う。

#### イ 受援を担当する組織・担当者の設置

物的応援の受入れ等に係る業務担当は、(ア)から(工)とする。

各業務の責任班に、係長及び課長補佐職以上の受援担当者を置く。

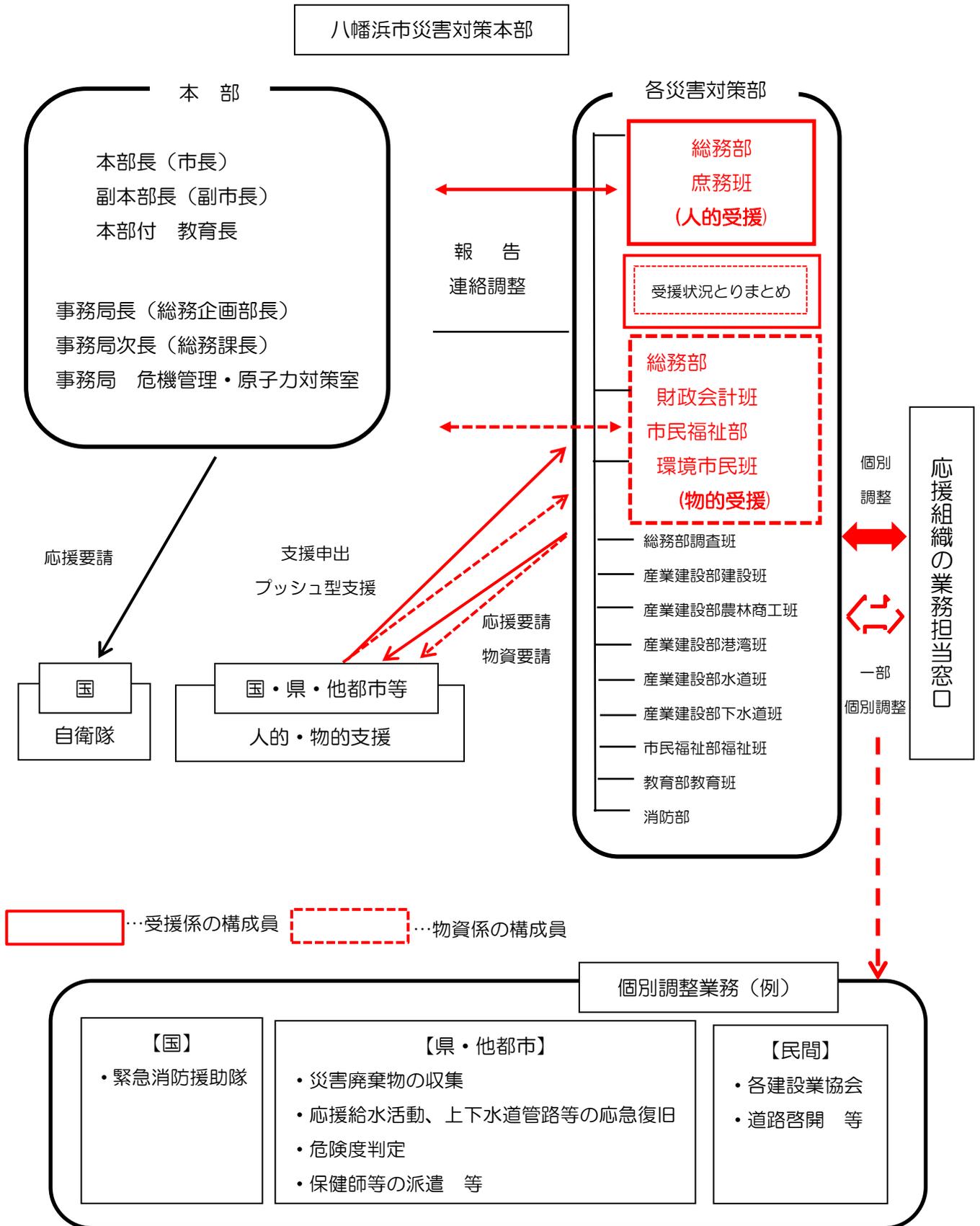
庶務班は、各受援担当者と連携を図り、全体調整を行う。

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| (ア) 統括         | 総務部庶務班(班長：政策推進課長)    |
| (イ) 避難所物資ニーズ担当 | 市民福祉部環境市民班(班長：生活環境課) |
| (ウ) 物資調整担当     | 市民福祉部環境市民班(班長：生活環境課) |
| (工) 物資集積場所担当   | 総務部財政会計班(班長：財政課長)    |

(3) 受援体制の概要

受援体制の概要図は、次のとおりである。

【受援体制組織図】



9 応援要請の法的根拠等

本計画に基づき、応援団体に応援要請する際の法的根拠等は、以下のとおりである。

応援要請の法的根拠等

種別	要請先	要請内容	根拠法令等
人的支援	県知事	応援の要求及び災害 応急対策の実施	災害対策基本法第 68 条
		緊急消防援助隊の応 援要請	消防組織法第 44 条及び 第 45 条、愛媛県緊急消防 援助隊受援計画
		自衛隊の派遣要請	災害対策基本法第 68 条 の 2 第 1 項
	他市町村長	応援の要求	災害対策基本法第 67 条 第 1 項
	災害時応援協定締結団体	協定等に定める事項	各種災害時応援協定
物的支援 (物資供給)	県からの物資の供給	物資又は資材の供給	災害対策基本法第 86 条 の 16
	民間事業者等からの災害 時応援協定に基づく調達	物資の供給	各種災害時応援協定

## 第2章 人的支援の受入れ

### 1 基本的な考え方

本計画の策定に伴い八幡浜市業務継続計画における非常時優先業務の実施に必要な人員数等は、発災後、仮に全ての市職員が参集できたとしても、発災後1か月の間、必要な人員が不足することが想定できる。

そのため、大規模災害発生時に、非常時優先業務を適切に実施するためには、外部からの応援職員等を適切に受け入れることが重要となる。

そこで、発災時に人的支援の受入れを円滑に実施するため、受援業務の手順や受援課と庶務班の役割分担を明確化する。

なお、具体的な災害時応援協定を締結している行政機関や自衛隊等への応援要請先、応援要請内容については、第5章を参照。

### 2 人的支援の受入手順

#### (1) 応援要請

##### ① 応援要請の必要性の判断

ア 受援課は、非常時優先業務の実施にあたって、人的資源が不足する場合は、応援要請の必要性について、判断する。

イ 受援課は、応援内容に係る災害時応援協定の協定運用担当課が災害対策本部事務局である場合や、行政機関、一般ボランティアへの応援要請については庶務班に要請する。

庶務班への要請は、電話等を行った後、「様式1：応援要請書（総務部庶務班要請用）」を作成し、Sドライブの八幡浜市共通ファイルの災対本部フォルダへの入力をもって行う。

##### ② 応援要請の決定

ア 受援課内に災害時応援協定の協定運用担当課がある場合又はその他、民間企業、民間団体等に応援要請する場合、応援要請の決定は、受援課の長が行う。

イ 行政機関や自衛隊に対する応援要請については、災害対策本部（以下「本部会議」という。）で協議を行い、本部長が決定する。なお、緊急・その他の事情により本部会議を開催できない場合は、会議を開催せず本部長が決定する。

##### ③ 応援要請の実施

ア 応援要請が必要と判断した場合は、要請内容、担当者名、連絡先、集合場所等について、応援団体に電話等で要請を行った後、文書を提出する。

イ 応援要請は、受援課内に災害時応援協定の協定運用担当課がある場合又はその他、民間企業、民間団体等に応援要請する場合は、受援課が行う。

また、災害対策本部事務局が災害時応援協定の協定運用担当課である場合や行政機関、一般ボランティアへ応援要請する場合は、庶務班が行う。ただし、自衛隊へ応援要請する場合は、災害対策本部事務局が行う。

ウ 応援要請を行った受援課は、速やかに、「様式2：応援要請報告書（総務部庶務班報告用）」を作成し、Sドライブの八幡浜市共通ファイルの災対本部フォルダに入力して庶務班に報告する。

##### ④ 応援要請状況の本部会議への報告

庶務班は、受援課からの報告を取りまとめ、応援要請の実施状況について、本部会議に報告する。

## (2) 受援の準備

### ① 応援団体との連絡調整

受援課は、応援団体と連絡調整を行い、応援職員等の人数や到着時期、集合場所、携行品等について、事前に把握しておく。

### ② 必要な資機材の準備

業務に必要な資機材については、原則として、受援課で準備する。ただし、自動車や特殊な業務に係る資機材については、不足することが想定されるため、応援職員等に持参してもらうよう要請する。

### ③ 応援職員等の活動拠点の確保

応援職員等が活動する執務スペースや待機場所については、受援課において、受援課内の所管施設を活用して確保する。ただし、受援課における確保が困難な場合は、庶務班において対応する。

### ④ 応援職員等に要請する業務内容・手順等の整理

受援課は、応援職員等に要請する業務内容・手順等を整理しておく。業務マニュアル等を作成している場合は、応援職員等に配布することができるよう、準備しておく

### ⑤ 応援職員等の宿泊場所及び食料等の確保

ア 応援職員等の宿泊場所については、応援団体が自ら確保することを原則とするが、応援団体による確保が困難な場合は、受援課において、受援課内の所管施設を活用して確保する。ただし、受援課における確保が困難な場合は、庶務班において対応する。

イ 応援職員等の食料・飲料水等については、受援課が必要数等を取りまとめて、庶務班に要請して調達する。

## (3) 応援職員等の受入れ

### ① 応援職員等の受付

ア 受援課は、集合場所において、応援職員等の受付を行う。

その際に、応援職員等の団体名や氏名、活動期間、宿泊場所を明記した「様式3：応援職員等名簿」を作成するものとする。

イ 受援課は、作成した「様式3：応援職員等名簿」について、直接応援要請を行った場合は受援課で保存するものとし、災害対策本部事務局が要請した応援団体の場合は、Sドライブの八幡浜市共通ファイルの災対本部フォルダに入力して庶務班に報告する。

### ② 業務内容等の説明

受援課は、応援職員等が行う業務の内容や手順について、応援職員等に説明を行う。

### ③ 応援職員等の受入れの報告

ア 応援職員等を受け入れた場合、受援課は、「様式4：受援状況報告書（総務部庶務班報告用）」を作成し、速やかに、Sドライブの八幡浜市共通ファイルの災対本部フォルダに入力して庶務班に報告する。

イ 庶務班は、市全体の応援職員等の受入状況を取りまとめて、本部会議に報告する。

## (4) 受援による業務の実施

### ① 応援職員等との情報共有

受援課は、原則として毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援職員等に対して、業務内容の指示や情報共有を行うものとする。

## ② 応援職員等の業務管理

受援課は、応援職員等による業務の実施状況を把握する。業務量及び必要人員を勘案し、必要に応じて、応援職員等の追加要請や業務内容の変更を検討する。

## ③ 応援職員等の交代に係る対応

ア 受援課は、応援職員等の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう情報共有等に配慮する。

イ 受援課は、引継ぎに際しては、必要に応じて「様式5：事務引継書」を活用する。

ウ 受援課は、応援職員等の交代の都度「様式3：応援職員等名簿」を更新する。

## ④ 業務実施状況の報告・調整

ア 受援課は、応援職員等による業務の実施状況について、「様式4：受援状況報告書（総務部庶務班報告用）」を作成し、庶務班の指示に基づいてSドライブの八幡浜市共通ファイルの災対本部フォルダに入力して庶務班に報告する。

イ 庶務班は、市全体の受援状況を取りまとめて、本部会議に報告するとともに、必要な調整を行う。

## (5) 受援の終了

### ① 受援終了の判断・決定

ア 受援課は、受援対象業務が終了する、又は、業務に必要な人員が足りるなど、受援の必要が無くなる見込みとなった場合は、応援団体と連絡調整を行い、受援終了の判断を行い、受援課の長が決定する。

イ 受援課は、受援を終了した場合は、「様式4：受援状況報告書（総務部庶務班報告用）」を作成し、Sドライブの八幡浜市共通ファイルの災対本部フォルダに入力して庶務班に報告する。

ウ 庶務班は、受援課からの情報を集約し、本部会議に報告し、本部会議において、本計画における受援終了時期を決定する。

### ② 費用負担

ア 受援課が応援要請した場合は、原則として受援課が費用負担を行うものとする。

イ 庶務班が要請した場合においては、原則として本部事務局が費用負担を行うものとするが、要請先の意向を踏まえて、適切に対応するものとする。

ウ 受援課が費用の支払いを完了した場合、「様式4：受援状況報告書（総務部庶務班報告用）」を作成し、Sドライブの八幡浜市共通ファイルの災対本部フォルダに入力して庶務班に報告する。

エ 庶務班は、受援課の費用負担の状況を取りまとめて、本部会議に報告する。

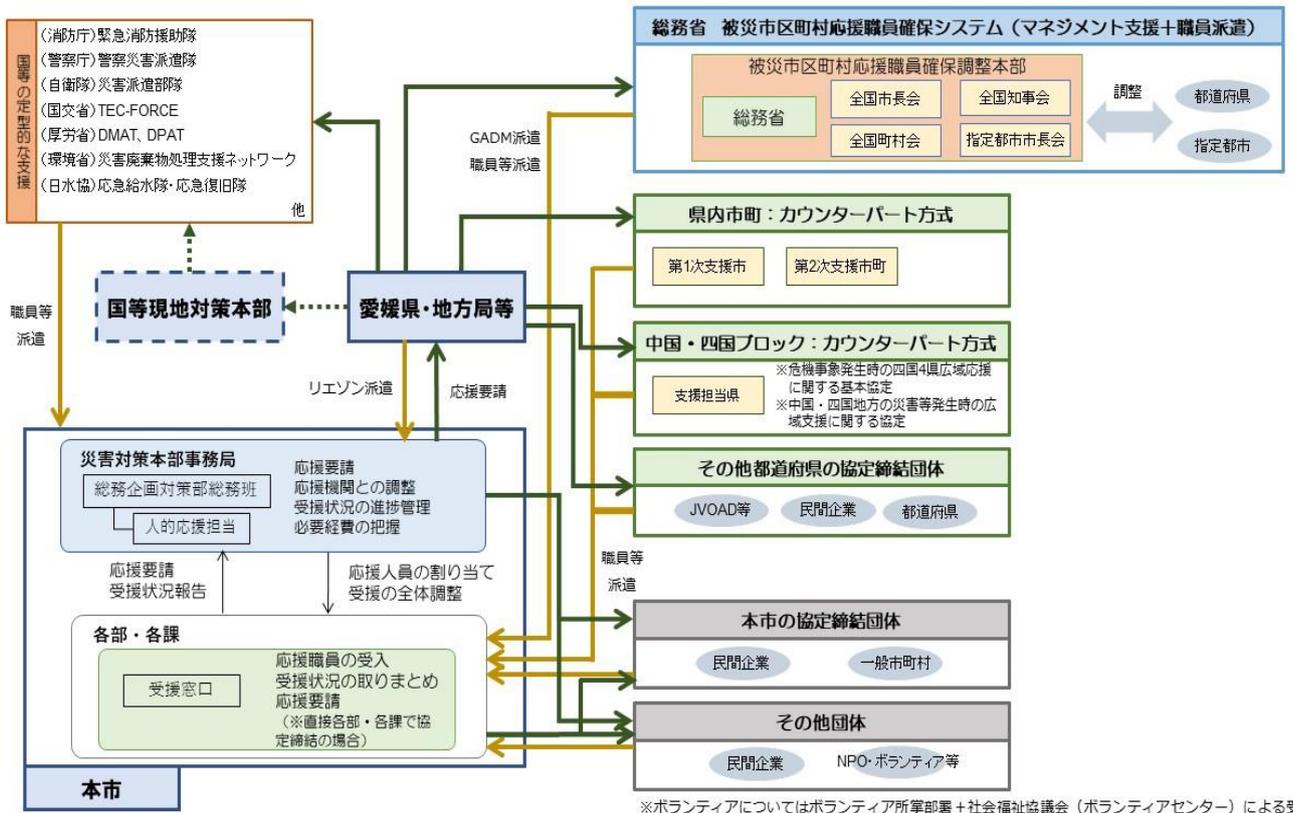
## (6) 応援の申し出への対応

① 外部から、応援の申し出があった際に、受援課は団体との連絡調整や受援の判断等を行う。

② 応援の申し出については、当該業務を所管する受援課が対応する。また、応援内容が複数の受援課の所管に係る場合は、庶務班で対応する。

③ 申し出に基づいて応援を受け入れた場合においても、本市から応援要請した場合と同様の手順で、受援業務を行うこととする。

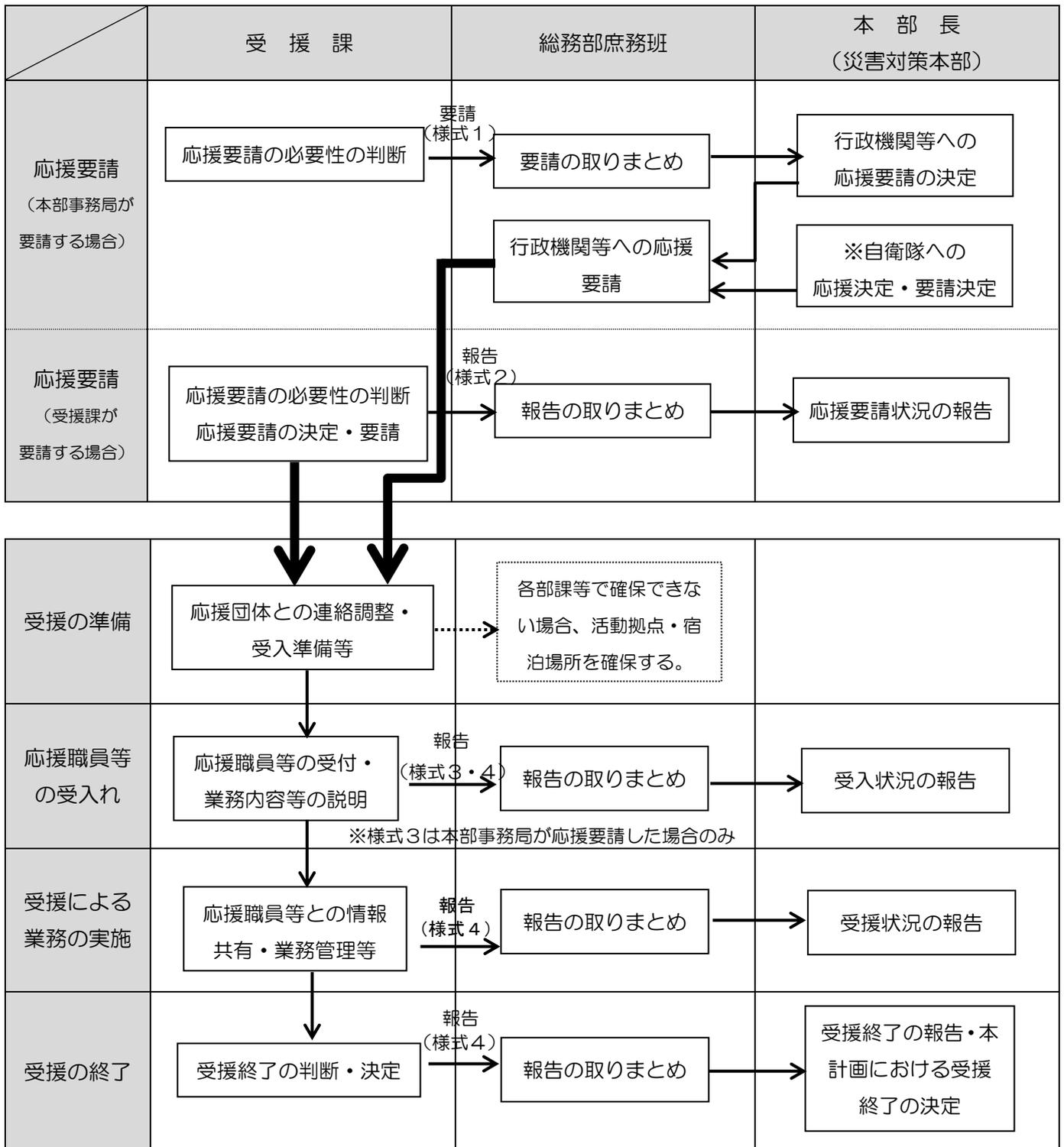
# 人的支援の受入の基本的な枠組み



### 3 人的支援の受入事務フロー

人的支援の受入事務フローは、次のとおりである。

人的支援の受入事務フロー



- ※ 様式については、「様式集 人的受援関係」のとおり。
- ※ 行政機関等には、一般ボランティア及び本部事務局が応援要請する協定締結団体を含む。
- ※ 費用負担については、原則として受援課が支払いを行う。

#### 4 人的支援の受入れに係る役割分担

人的支援の受入れに係る災害対策本部事務局と各部課等の役割分担は、次のとおりである。

##### 人的支援の受入れに係る役割分担

受援業務		総務部 庶務班	受援課
応援要請	応援要請の必要性の判断		○
	応援要請 ・ 受援課内に、災害時応援協定の協定運用担当課がある場合 ・ その他、民間企業・民間団体等に応援要請する場合		○
	・ 本部事務局危機管理班が、災害時応援協定の協定運用担当課である場合 ・ 行政機関等への応援要請	○	
受援準備	応援団体との連絡調整	○	○
	必要な資機材の準備		○
	応援職員等に要請する業務内容・手順等の整理		○
	応援職員等の活動拠点及び宿泊場所の確保（※1）	○	○
	応援職員等の食料等の確保（※2）		○
応援職員等の受入れ	応援職員等の受付	○	○
	業務内容等の説明		○
受援による業務の実施	応援職員等との情報共有		○
	応援職員等の業務管理		○
	応援職員等の交代に係る対応		○
	業務実施状況の報告・調整	○	○
受援終了	受援終了 受援課における受援終了 市全体の受援終了		○
		○	
	費用負担	○	○
応援の申し出への対応	応援内容が単独の受援課の所管に係る場合		○
	応援内容が複数の受援課の所管に係る場合	○	

※1 受援課による確保が困難な場合は、総務部庶務班で対応する。

※2 受援課からの要請に基づき、総務部庶務班が調達・配分する。

## 第3章 物的支援（物資供給）の受入れ

### 1 基本的な考え方

#### (1) 物資確保の基本方針

大規模災害が発生した場合、市は、避難所に避難した者や避難所以外の場所に滞在する被災者に対して、食料や毛布等の生活関連物資の供給をできる限り行う。この際、発災直後の支援物資の到着は、困難であると想定されることから、市においては、発災直後3日間は、各家庭及び地域、市の備蓄品を用いることとし、発災後4日目以降より流通備蓄・支援物資を活用することを基本とする。

なお、市が掲げる大規模災害時における各家庭の食料・水の備蓄目標としては、3日間程度（できれば7日間程度）を推奨している。

#### 大規模災害時における避難所避難者に対する物資供給の考え方

災害発生～3日後	災害発生後4日目以降
各家庭及び地域、市の備蓄品	流通備蓄・各種支援物資を活用

#### (2) 物的支援の考え方

大規模災害発生時には、必要物資が大きく不足することが想定されるため、上記方針を踏まえ、以下の支援を想定する。

##### ① プッシュ型支援の受入

国の計画によると、南海トラフ巨大地震の発災から3日間は、個人及び各自治体の備蓄により対応することとなっており、4日目以降、国が県からの具体的な要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資を県の広域物資輸送拠点に緊急輸送することとなっている（これをプッシュ型支援という。）。

#### 【八幡浜市へのプッシュ型支援の配分数量（目安）】

必 要 量						
食料(食)	毛布(枚)	粉ミルク 液体ミル ク(kg)	乳児・小児 用おむつ (枚)	大人用 おむつ (枚)	簡易トイ レ(基)	トイレットペー パー(本)
65,000	17,200	29	5,900	3,300	70	2,400

※愛媛県地震想定被害調査(H25.12)の最大避難者数(1日後)をもとに八幡浜市備蓄計画で設定

##### ② プル型支援の受入

国の計画では、発災後4日目から7日目までの間は、①のプッシュ型支援により対応することとなっているが、8日目以降、各避難所からの物資ニーズの収集体制が整った段階で、要請に基づく物資調達体制に移行することとなっている（これをプル型支援という。）。

市においては、できる限り早期に物資集積拠点を開設するとともに、各避難所における物資ニーズの収集体制を構築し、円滑な物資供給体制を確立することが求められる。

##### ③ 義援物資の到着

①、②における救援物資は、国のほか、物資供給協定を締結している企業・団体、広域応援協定を締結している自治体等からの支援が想定されるが、実際には、これらの物資に加え、善意の民間企業・団体や、個人からの義援物資が到着することも想定しておく必要がある。

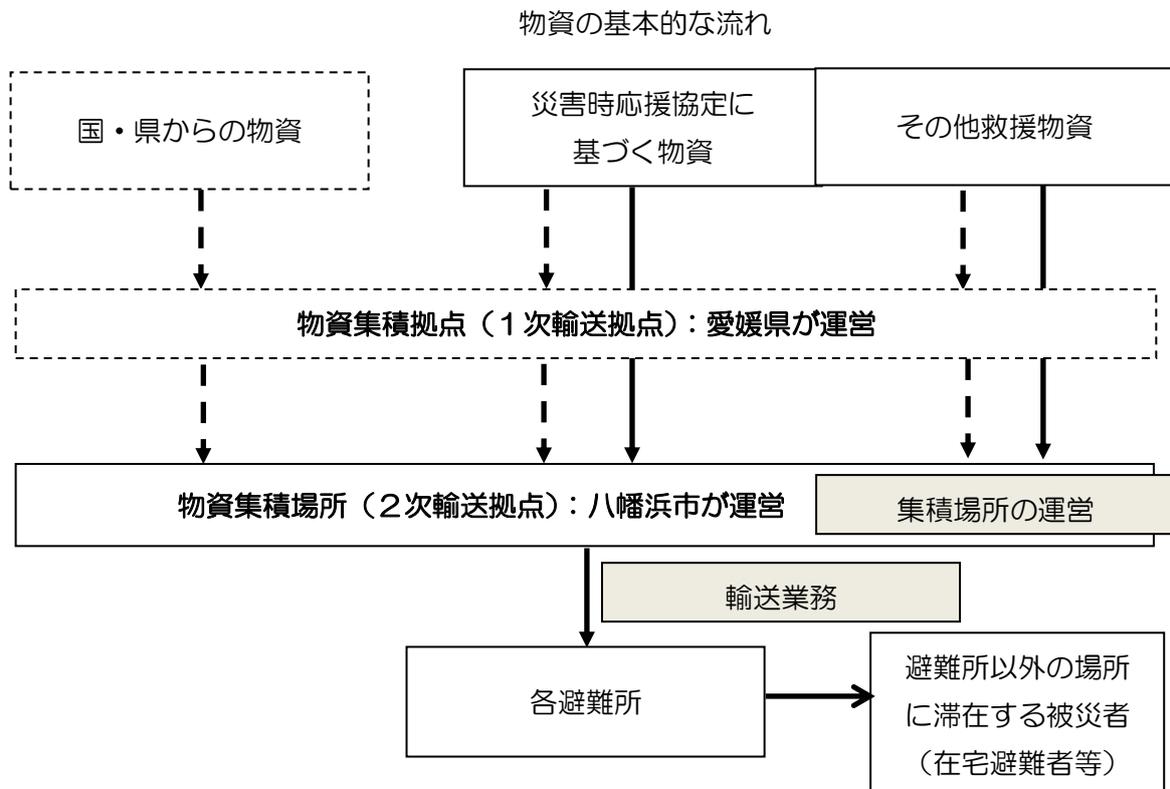
### (3) 物資の基本的な流れ

災害時における市の物資の流れは、愛媛県が運営する物資集積拠点(1次輸送拠点)から、市が運営する物資集積場所(2次輸送拠点)を経由して、開設された各避難所に配送することを基本とする。

- ・国からのプッシュ型支援や県からの支援物資は、県が1次輸送拠点から2次輸送拠点に配送することを基本とする。
- ・協定による支援物資やその他救援物資については、市が運営する2次輸送拠点で受け入れることを基本とする。
- ・2次輸送拠点から開設された各避難所への配送は、市において行うものとする。

以上の流れについて、フロー図を以下に示す。

なお、詳細な内容については、愛媛県救援物資供給マニュアルとの整合に留意し、今後具体化を図るものとする。



## 2 物資集積拠点(物資拠点・物資集積場所)・搬送

### (1) 物資集積拠点

#### ① 物資集積拠点(1次輸送拠点)

県では、次の施設を物資集積場所として選定している。(松山市以西施設抜粋)

#### 物資集積拠点(1次輸送拠点)

施設名	住所
愛媛国際貿易センター(アイテムえひめ)	松山市大可賀2-1-28
愛媛県総合運動公園	松山市上野町乙46 他
生涯学習センター・えひめ青少年ふれあいセンター	松山市上野町650
宇和運動公園	西予市宇和町卯之町3-517
宇和島市総合交流拠点施設(道の駅みま)	宇和島市三間町務田180-1

#### ② 物資集積場所(2次輸送拠点)

市では、次の施設を物資集積場所として選定している。

#### 物資集積場所(2次輸送拠点)

施設名	住所
八幡浜市南環境センター	八幡浜市若山9番耕地40

南環境センターはフォークリフトやパレットなど資機材等の活用や、大型トラックの乗り入れが容易で、円滑に物資の入荷、保管及び仕分け等が行えるが、南環境センターから市内各所への物資の輸送が容易でないため、今後JAや運送会社等の民間施設の活用について、検討を行うこととする。

### (2) 搬送手段・ルート

市では、2次輸送拠点から避難所への支援物資の搬送については、各地区自主防災組織を活用したいところである。今後は、(一社)愛媛県トラック協会等と協議を進め、これらの構成会社の活用について、検討を行うこととする。

また、物資輸送ルートについては、発災後早急に道路啓開される緊急輸送道路を利用することを基本とし、今後、1次輸送拠点・2次輸送拠点と避難所の位置関係も踏まえて具体的な検討を行うこととする。

## 3 必要物資の把握

### (1) 備蓄物資

八幡浜市備蓄計画(令和3年度~令和8年度)は、次のとおりである。

備蓄物資支給対象者については、平成25年11月に愛媛県の地震被害想定調査の「南海トラフ巨大地震による被害想定」による避難所避難者数想定結果に基づいて、最大の被害が想定される、「愛媛県地震被害想定調査結果(H25.12)」(陸側ケース、人的被害:冬深夜、人的被害以外:冬18時)を採用する。

避難所避難者数想定結果【南海トラフ巨大地震】

(冬：夕方)

市名	1日後 避難者数(人)	7日後 避難者数(人)	1ヶ月後 避難者数(人)
八幡浜市	19,833	19,676	28,671

帰宅困難者 4,679人

物資不足量 食料 192,668食、給水不足量 301,150ℓ、毛布不足量 24,879枚

災害発生後3日目以降は、流通備蓄や救援物資が到着すると予想されるため、この地震被害想定調査により算出された避難所生活者数のうち、1日後避難者数 19,833人(災害発生後2日目)に、平成25年12月末人口 37,378人から令和3年1月末人口 32,496人に減少しているため、減少分を考慮して災害発生した場合の数字を備蓄物資支給対象者とする。

$$19,833 \text{ 人} \times 86.94\% \div \boxed{17,242 \text{ 人}}$$

$$\boxed{\text{備蓄物資支給対象者} = 17,200 \text{ 人}}$$

備蓄品目	備蓄目標
	合計
クッキー等	31,000食
アルファ化米	31,000食
味付けごはん(カレーピラフ等)	3,000食
粉ミルク・液体ミルク	29キロ
水 500ml	34,400本
哺乳瓶	200本
毛布	17,200枚
簡易トイレ	70基
簡易トイレ用テント	70基
簡易トイレ用処理剤	1,050枚
トイレトーパー 100m	2,400本
紙おむつ(大人用)	3,300枚
紙おむつ(小人用)	5,900枚
ランタン	48台
ブルーシート	100枚
簡易間仕切り	24台
段ボールベット	24台
アコーディオンブース	24個
投光器	65台
発電機	65台

## (2) 受援希望物資

災害時に受援を希望する物資は、食料・飲料水のほか、毛布、ボックストイレ、粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶、紙おむつ、生理用品、トイレトーパー、マスク、消毒剤、懐中電灯、カセットコンロ(カセットガス)、簡易ベッド、屋内テント、ブルーシート、投光器、発電機等が中心となる。

また、東日本大震災や熊本地震においてもニーズの高かった紙コップ、紙皿、サランラップ、ビニール袋、ウェットティッシュ、非常用簡易トイレなど現在市が備蓄している物についても、今後、備蓄計画と併せて、災害時の要請物資として、事前にリストアップしておくなどの取り組みが考えられる。

## 4 物資供給に係る役割分担

物資供給に係る各業務の役割及び担当は、次のとおりである。

なお、物資供給業務に係る統括を総務部庶務班が行う。

### 物資供給に係る主な事務分掌

担当	事務分掌
総務部 庶務班 (政策推進課、総務課、保 内庁舎管理課)	<ul style="list-style-type: none"><li>・自治体間相互応援協定、協定先企業、県災害対策本部等への支援物資の要請・調達</li><li>・物資集積場所の開設判断</li><li>・避難所での物資ニーズの収集、市民福祉部への要請</li></ul>
総務部 財政会計班 (財政課、会計課)	<ul style="list-style-type: none"><li>・輸送に必要な車両、船舶等の手配、輸送計画の作成</li><li>・物資集積場所から避難所等への輸送</li><li>・配布及び教育部への報告</li><li>・物資集積場所における物資の入荷、保管、仕分け</li></ul>
市民福祉部 福祉班(社会福祉課、子 育て支援課、保健センタ ー、人権啓発課)	<ul style="list-style-type: none"><li>・物資供給業務の統括</li><li>・避難所での物資供給への協力</li><li>・在庫管理及び災害対策本部への報告</li><li>・非常炊き出しの実施</li><li>・避難所等に不足する物資・食糧の調達</li></ul>
市民福祉部 環境市民班 (生活環境課、市民課)	<ul style="list-style-type: none"><li>・義援物資の申出に対する対応</li><li>・義援物資に関する全体計画の作成・配分</li></ul>

## 5 物資の調達に係る受援

### (1) 県からの物資の受入れ

#### ① 備蓄物資

県が備蓄する物資については、基本的にプル型の支援が行われるため、必要な物資については、愛媛県南予地方局八幡浜支局に対して要請することとなる。

#### ② 国等からの物資の提供

国では、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を策定し、その中で、地震発生から3日間は、個人及び各自治体の備蓄により対応することとしており、4日

日から 7 日目までの間は、国は県からの要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資を県の広域物資輸送拠点に緊急輸送することとしている。次いで 8 日目以降、各避難所からの物資ニーズの収集体制が整った段階で、要請に基づく物資調達体制に移行することとなっている。

従って、受援計画が発動するような大規模災害が発生した場合には、これに準じた物資の提供が行われるものと想定する。

以上のことから、市は、発災後において、各避難所の物資ニーズの収集体制を速やかに構築することが必要となる。

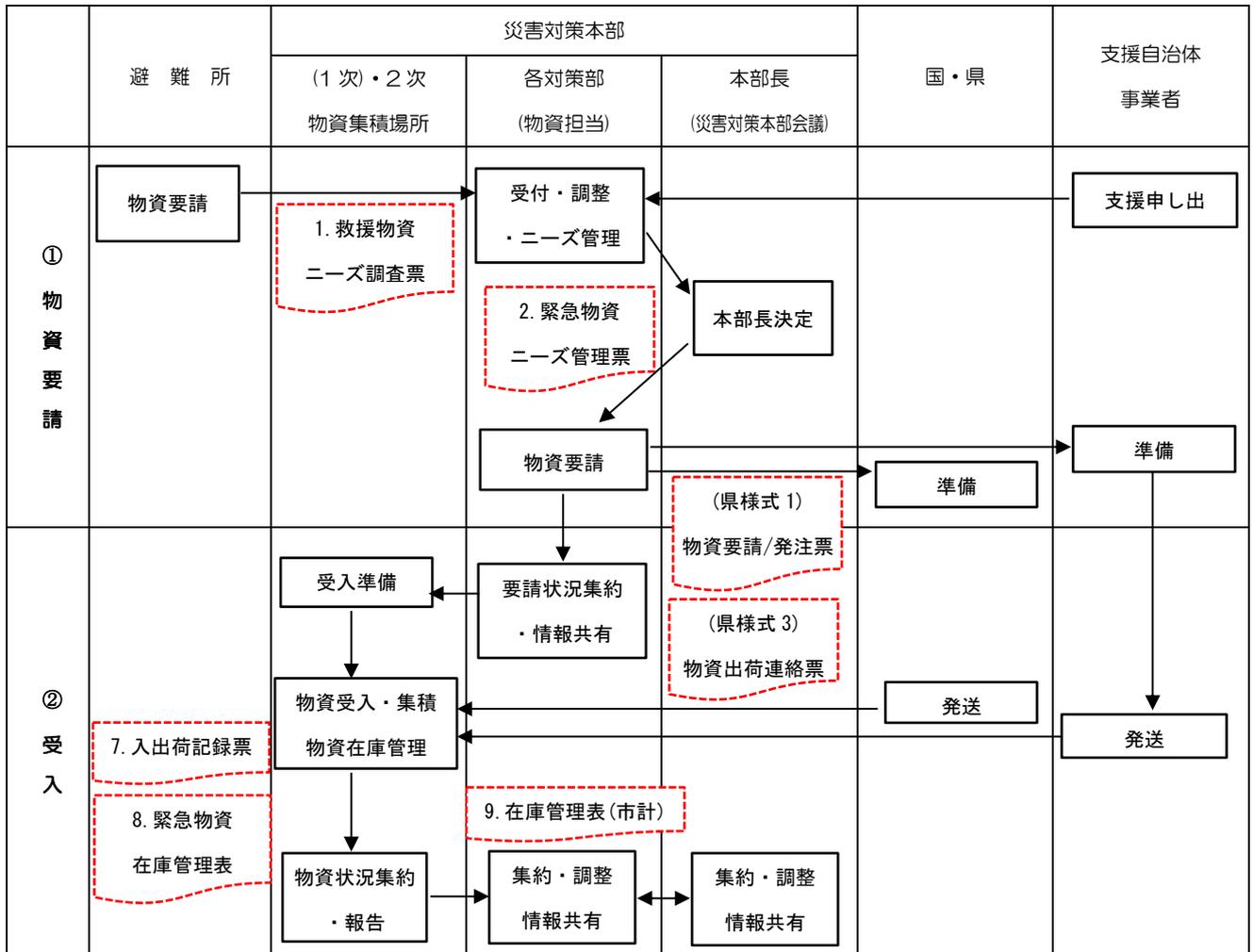
③ プル型支援による物資要請の流れ

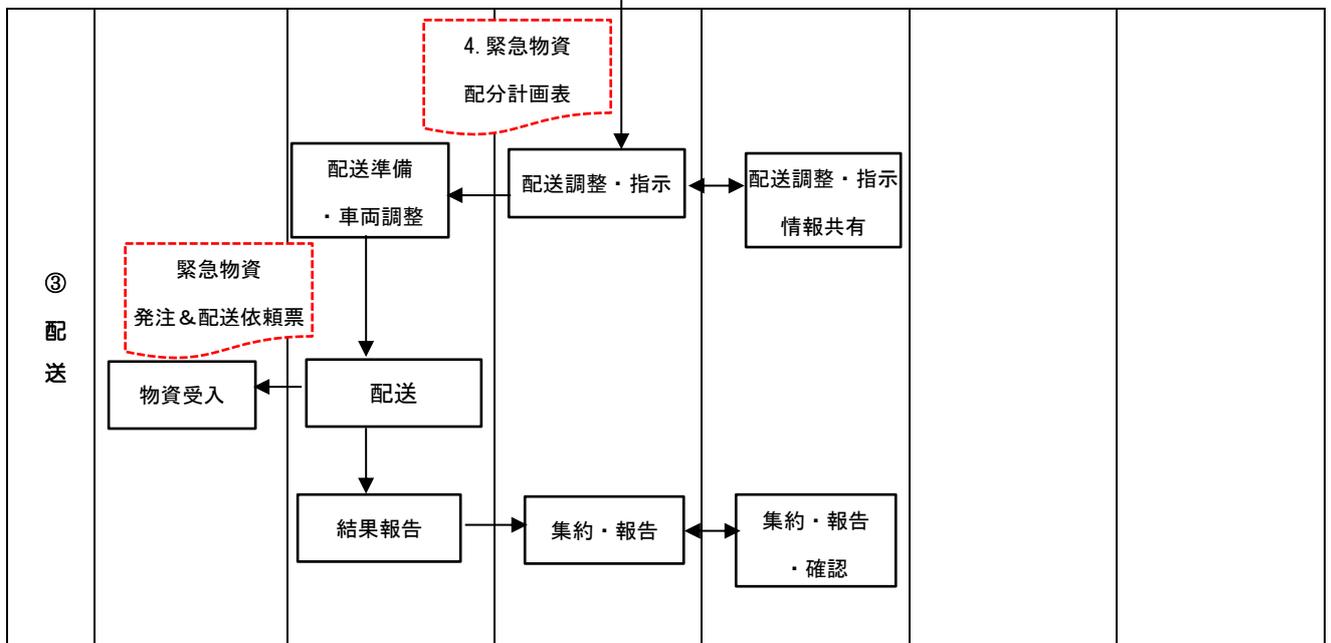
市は、避難所からの具体的な救援物資要請に基づき、県に対し物資供給業務を実施する。

物資の要請・調達・輸送に関しては、愛媛県救援物資供給マニュアル（平成30年3月）で定めた県・市町間で統一した様式と品目分類を用いる。

なお、物資要請から受入、配送の全体の流れについては以下のとおりである。

物資受入のフロー図(プル型支援)





※ 各種書式は、愛媛県救援物資供給マニュアル（平成30年3月）及び国土交通省国土政策研究所に準ずる。

※ 各部班間の情報共有及び調整等については、電話連絡等のほかSドライブの八幡浜市共通ファイルの災対本部フォルダを活用する。

※ 各対部と災害対策本部会議との情報共有及び調整等については、Sドライブの八幡浜市共通ファイルの災対本部フォルダを活用する。

#### ④ 通信手段

現在の災害時における市災害対策本部及び部と避難所、物資集積場所間の連絡に用いる通信手段は、FAX及び電話が中心であった。令和2年4月以降、内閣府が開発した「物資調達・輸送調整等支援システム」を市、県及び国の間で活用することで準備が進んでいる。この場合、避難所と物資集積場所及び市対策本部及び対策部との通信手段は、スマートフォン、PC、タブレット端末の活用が考えられる。

なお、県への要請等については、可能な限り災害情報システム（クロノロジー）を利用するが、システムが利用できない状況においては、メール、FAX等で要請するほか、いずれの機器も使用できない場合は、電話での要請も可とする。

### (2) 災害時応援協定に基づく物資の調達

#### ① 物資供給に関する災害時応援協定の締結状況

八幡浜市が締結している物資供給に関する災害時応援協定は、次のようなものがある。

協定名	内容	締結団体
災害時等における搬送業務の協力に関する協定	要介護者や傷病者等の搬送業務	八幡浜市、アトムタクシー(株)
災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	調達が可能な資材の供給	八幡浜市、(社)愛媛県エルピーガス協会 八幡浜支部
災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	電設資機材等の提供	八幡浜市、(社)愛媛県電設業協会

災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	電設資機材等の提供	八幡浜市、愛媛県電気工事工業組合八幡浜支部八幡浜電気工事組合、愛媛県電気工事工業組合
災害時における給水に関する協定書	飲料水等の供給	八幡浜市、(株)あわしま堂
緊急援護物資調達に関する協定書	食料品、飲料水、日用品等の供給	八幡浜市 (株)フジ フジグラン八幡浜店
緊急援護物資調達に関する協定書	食料品、飲料水、日用品等の供給	八幡浜市、西宇和農業協同組合
緊急援護物資調達に関する協定書	食料品、飲料水、日用品等の供給	八幡浜市、(株)ありがとうコーポレーション
緊急援護物資調達に関する協定書	食料品、飲料水、日用品等の供給	八幡浜市、(株)レディ薬局
災害時における救援物資提供に関する協定書	飲料水等の供給	八幡浜市、四国コカ・コーラボトリング(株)
災害時における救援物資提供に関する協定書	飲料水等の供給	八幡浜市、(株)伊藤園
災害時等における物資供給協力に関する協定書	食料品、飲料水、日用品等の供給	八幡浜市、生活協同組合コープえひめ
災害時等における物資の供給協力等に関する協定書	食料品、飲料水、日用品等の供給	八幡浜市、ダイキ(株)
災害時における飲料等の提供協力に関する協定	災害対応型自動販売機からの飲料水の供給	八幡浜市、(株)アペックス西日本
災害時の物資等の輸送に関する協定書	災害時の物資等の輸送	八幡浜市、愛媛県トラック協会八幡浜支部
災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	職員と連携して、八幡浜市内の家屋を調査すること。 市民からの相談の補助をすること。	八幡浜市、愛媛県土地家屋調査士会
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	地図製品等の供給及び利用等	八幡浜市、(株)ゼンリン

## 6 物資の集積場所

「2 物資集積拠点（物資拠点・物資集積場所）・搬送」にあるように、「八幡浜市南環境センター」が、物資受入れの拠点と定めている。また、道路が使用できない場合等のヘリコプター使用のためのヘリポート等は次のとおりである。

### (1) 場外臨時離着陸場一覧表

名称	所在地	区分	駐機数	
			中型機	大型機
若山	若山 9-45	地域拠点	1	—
市立八幡浜総合病院	大平 1-638	地域拠点	1	—
神越グラウンド	保内町喜木 1-18	緊急（適地）	1	—
王子の森スタジアム	五反田 1-6-9	緊急（準適地）	1	—
大島	大島	緊急（適地）	1	—
宮内小学校	保内町宮内 5-46	緊急（適地）	1	—
創価学会八幡浜平和会館	保内町川之石 1-236-35	緊急（適地）	1	—
八幡浜市民 スポーツパーク	若山地内	緊急（準適地）	3	1

### (2) 臨時ヘリポート一覧表

臨時ヘリポート名称	所在地
八幡浜市古谷	松柏丁 139-1
八幡浜市古藪	川之内 3-261

## 7 物資の輸送に係る受援

### (1) 集積場所の運営

救援物資は、集中的に送られてくる場合が多く、保管場所も重要な課題となる。市は、物資集積場所の検討に合わせて、一次的な保管場所の検討を行うこととする。

また、膨大な量の物資の搬送や仕分けを出来る限り少ない人員で運営するために、集積場所等の運営に必要な資機材の確保と物流に関する知識・経験を有する人材の確保について関係機関等からの協力体制を構築するものとする。

### (2) 輸送業務

#### ① 災害時における物資の自動車輸送

物資集積場所から指定避難所等への輸送については、自主防災組織等による輸送を想定している。

災害規模等により、物資集積場所から避難所までの輸送に支障がある場合も想定されるため、県から送られてくる物資の集積場所（二次輸送拠点）を複数設け、物資集積場所から避難所等までの搬送距離を短縮するよう、物資集積場所の選定をすすめるものとする。

② 輸送業務における受援

物資集積場所から指定避難等への輸送については、自主防災組織等による輸送を原則としているが、自主防災組織等による輸送が困難な場合も想定されるため、市は民間企業等からの協力体制の構築を検討するものとする。

## 第4章 受援対象業務

### 1 受援対象業務選定の考え方

人的支援が必要となる業務を受援対象業務として整理した。

平成30年3月に「八幡浜市業務継続計画(BCP)」で定めた非常時優先業務について、非常時優先業務(252業務)のうち、当市も平成30年7月豪雨災害において、災害救助法に関する様々な業務を行ったが、近隣自治体の実際に受援を受けた対象業務も参考に、南海トラフ巨大地震の被害想定等も勘案して、業務を選定した。

その結果、応急・復旧業務として80業務、優先的通常業務として18業務、合計98業務を受援対象業務として選定した。

非常時優先業務に係る必要人数と受援見込み人数 (単位:人)

局面 (発災から の時間)	第1局面 (発災後 ~3時間)	第2局面 (3時間 ~24時間)	第3局面 (24時間 ~3日)	第4局面 (4~7日)	第5局面 (1~2週 間)	第6局面 (3~4週 間)
正職員数	355	355	355	355	355	355
参集できる 正職員の割 合を想定	60% 213	70% 248	80% 284	100% 355	100% 355	100% 355
過不足数 (受援見込 人数)	△142	△107	△71	受援見込 100人	受援見込 100人	受援見込 100人

※正職員数は令和2年4月1日現在

※受援が想定される局面は、第4局面以降であるが、参考までに第1局面から第3局面についても記載する。受援人数は応急・復旧業務として98業務あり①業務約1名で100人を想定する。

### 2 受援対象業務の選定結果

各部課等の受援対象業務数及び主な業務は以下のとおりである。

(詳細については「第7章 受援対象業務シート」のとおり。)

#### (1) 各部課等の受援対象業務数

災对本部組織 部課等名	受援対象業務数		
	応急・復旧業務	優先的通常業務	合計
本部事務局	1	0	1
総務部	6	4	10
産業建設部	28	0	28
市民福祉部	41	14	55
教育部	4	0	4
合計	80	18	98

## 第5章 応援団体別の受援体制

地域防災計画に定められているとおり、大規模災害が発生し、八幡浜市が単独で対処することが困難であると判断した場合に、速やかに国、県、市町村、自衛隊等の行政機関や各種団体等へ応援要請を行うための要請内容や受入れ手順は次のとおり。

### 1 国・県

#### (1) 災害マネジメント総括支援員

災害マネジメント総括支援員は、災害対策本部において、被災状況や職員の参集状況などを踏まえ、今後の災害対策を行うにあたって災害対応のノウハウや推進体制の整備の管理マネジメント、関係省庁との連絡・調整など総括的な支援を担当する。発災後、県を通じて派遣を要請する。

#### (2) 県広域応援協定

愛媛県が締結している広域応援協定は以下のとおり。

災害応急対策の実施のため、必要があるときは、災害対策基本法の規定に基づき、県知事（以下「知事」という。）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

範囲	協定名	概要
四国	危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本定(H7.10.20 締結)(H27.11.25 マニュアル策定)	カウンターパート制を導入。 愛媛県の組み合わせ第 1 位は高知県
中・四国	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定(H7.12.5 締結)(H29.3.22 マニュアル策定)	愛媛県のカウンターパートは広島県
関西	関西広域連合と四国知事会との災害時応援協定(H29.6.6 締結)	応援要請を受けた連合組織は、自らの構成団体に対し、被災連合組織構成団体のうち、応援対象とする構成団体を割り当てる。(対口支援)
全国	全国都道府県広域応援協定(H8.7.18 締結)	各地方ブロックでは対応できない場合、全国知事会の調性の下で、全国的な広域応援を実施する体制を構築。

### 2 県内の他の市町

市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定」に基づき他の市町長等に対し応援を求める。なお、具体的な手続きは「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル」に基づいて進める。

なお、八幡浜市は、伊予市とカウンターパート関係となっており平常時からの連携を密にし、災害時における実効性の確保に努める。

「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定」

番号	【想定】 被災市町名	一次支援 (市)	二次支援 (市町)	備考 (グループ区分)
1	松山市	新居浜市	松野町、鬼北町、愛南町	A
2	今治市	東温市	久万高原町、内子町	B
3	宇和島市	新居浜市	松前町	A
4	八幡浜市	伊予市	砥部町	C
5	新居浜市	宇和島市	松山市、松前町、松野町、鬼北町、愛南町	A
6	西条市	西予市	松山市、八幡浜市、伊予市、砥部町、伊方町	C
7	大洲市	四国中央市	松山市、東温市、久万高原町、上島町	B
8	伊予市	八幡浜市	西予市、伊方町	C
9	四国中央市	大洲市	久万高原町、内子町	B
10	西予市	西条市	砥部町	C
11	東温市	今治市	大洲市、上島町、内子町	B
12	上島町	松山市	久万高原町、内子町	B
13	久万高原町	四国中央市	大洲市、上島町、内子町	B
14	松前町	宇和島市	松野町、鬼北町、愛南町	A
15	砥部町	西条市	西予市、伊方町	C
16	内子町	今治市	松山市、東温市、久万高原町、上島町	B
17	伊方町	松山市	砥部町	C
18	松野町	松山市	松前町	A
19	鬼北町	松山市	松前町	A
20	愛南町	松山市	松前町	A

【南予圏域で大規模災害があった場合のカウンターパートスキーム】

A	被災市町	宇和島市	松野町	鬼北町	愛南町
	一次支援	新居浜市	松山市		
	二次支援	松前町			
B	被災市町	大洲市	内子町		
	一次支援	四国中央市	今治市		
	二次支援	松山市、東温市、久万高原町、上島町			
C	被災市町	八幡浜市	西予市	伊方町	
	一次支援	伊予市	西条市	松山市	
	二次支援	砥部町			

【中予圏域で大規模災害があった場合のカウンターパートスキーム】

A	被災市町	松山市	松前町
	一次支援	新居浜市	宇和島市
	二次支援	松野町、鬼北町、愛南町	

B	被災市町	東温市	久万高原町
	一次支援	今治市	四国中央市
	二次支援	大洲市、上島町、内子町	

C	被災市町	伊予市	砥部町
	一次支援	八幡浜市	西条市
	二次支援	西予市、伊方町	

【東予圏域で大規模災害があった場合のカウンターパートスキーム】

A	被災市町	新居浜市		
	一次支援	宇和島市		
	二次支援	松山市、松前町、松野町、鬼北町、愛南町		

B	被災市町	今治市	四国中央市	上島町
	一次支援	東温市	大洲市	松山市
	二次支援	久万高原町、内子町		

C	被災市町	西条市		
	一次支援	西予市		
	二次支援	八幡浜市、松山市、伊予市、砥部町、伊方町		

《支援の役割》

○一次支援（市町間の人的支援に関する調整業務、人的支援）

- ① 被災市町に対する窓口となり、必要な人的支援の量を把握
- ② グループ内の二次支援市町（必要に応じて他グループの市町）と人的支援の調整
- ③ 一次支援市も自ら人的支援を行う。

○二次支援（人的支援）

一次支援市と調整の上、人的支援を行う。

《運用の考え方》

- ① 一次支援市は、人的支援の調整に当たっては、あらかじめ県と協議を行い、円滑な実施を図るものとする。
- ② グループ内で支援をすることを基本とするが、グループ内で調整した結果、なお支援が必要な場合は、一次支援市がグループの枠組みを越えて調整を行う。
- ③ 一次支援市は原則として固定する。（例えば、被災市町が県内で1団体だけの場合も一次支援は変更せず、調整業務を中心に支援。人的支援はグループ内の近隣市町を中心に実施する。）
- ④ 水道事業については、日本水道協会の枠組みによる支援を行うこととし、本カウンターパート方式を適用しない。

### 3 地方自治体相互応援協定に基づく受援

本市では、大規模な災害が発生した場合に備えて、以下のような自治体間との災害時相互応援に関する協定を締結しているため、状況に応じて要請を行う。

協定名称	協定締結先
四国西南サミット災害時相互応援協定	八幡浜市、大洲市、宇和島市、西予市、内子町、松野町、鬼北町、愛南町、宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	八幡浜市、瀬戸内海沿岸各市

#### (1) 応援要請できる内容

応援要請できる内容は、協定により異なる部分はあるが、概ね以下のとおりである。

- ・物資等の提供及びあわせ並びに人員の派遣
- ・食料、飲料水その他生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材提供
- ・救援活動に必要な車両等の提供
- ・応急復旧等に必要な職員の派遣
- ・被災者を一時収容するための施設の提供
- ・被災市町に代行しての情報発信
- ・前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

#### (2) 応援要請手続

各協定の定めるところにより応援要請を行うが、口頭、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

#### (3) 要請事項

要請する事項は、協定により異なる部分があるが、概ね以下の事項を明らかにして行う。

- ・災害の状況
- ・応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種人数等）
- ・応援を求める期間及び場所
- ・その他必要な事項

なお、災害時応援協定を締結していない市町村に対しても、災害応急対策の実施のため必要があるときは、災害対策基本法の規定に基づき市町村長に対して、応援を求めることができる。

### 4 自衛隊

#### (1) 派遣要請の判断

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生するおそれがあり、応急措置を実施するため、必要があると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するように求めることができる。これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

また、通信の途絶等により、知事との連絡が不能な場合、市は自衛隊に災害の状況を通知することができる。通知を受けた自衛隊が、直ちに救援の措置をとる必要があると認めた場合も災害派遣が実施される。

## (2) 派遣要請の手続

### ① 知事へ要請する場合

本部長は、災害派遣となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣の要請を依頼しようとする場合は、県に以下の事項を明記した文書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の状況及び派遣を要請する事由</li> <li>・ 派遣を希望する期間</li> <li>・ 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>・ 連絡場所、連絡責任者及び宿泊施設の状況等参考となるべき事項</li> </ul> |
|---|

### ② 本部長から通知する場合（知事へ要請できない場合）

緊急避難、人命救助等の場合で、事態が急迫し、知事に要請する暇がないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要請ができないときは、直接、陸上自衛隊へ通知する。ただし、事後速やかに所定の手続きを行う。

## (3) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、以下のとおりとする。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急

輸送	輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

#### （４）自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事からの要請に基づいて行われるのを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、以下のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがあるため、留意しておく必要がある。

- ・ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ・ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- ・ 庁舎、営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生した場合

#### （５）受入体制の確保

知事への要請後、自衛隊から市災害対策本部に連絡員が派遣されるので、当該連絡員と以下の内容について調整し受入体制の確保を行う。

##### ① 作業計画及び資材等の準備

本部長は、どのような分野（捜索救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資機材を準備する。

##### ② 活動拠点の確保及びヘリポート等使用の通報

本部長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

なお、活動拠点の確保にあたっては、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得ると共に、関係機関との連絡調整を実施する。

#### （６）派遣部隊の受入れ

本部長は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたとき又は自衛隊が自主派遣したときは、部隊の受け入れを実施し、派遣部隊の到着完了後、県へ受入れた旨を報告する。

作業実施期間中、市は自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮するため、随時、派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整を行い、作業の推進を図ることとする。

### (7) 派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣の目的を達成した場合又はその必要がなくなった場合に、速やかに文書をもって知事に対してその旨を報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

## 5 医療機関

医療機関からの応援の受け入れは、市民福祉部保健センター班（以下「保健センター班」）が一括して行い、被災の程度や各区の状態に応じて配置先等を決定する。

### (1) 応援要請

#### ① 八幡浜医師会等への要請

保健センター班は、必要に応じて、八幡浜医師会等の関係団体に医療救護班の出動を要請するほか、県及び他の市町村等に医療救護班の派遣、その他の応援を要請する等、必要な措置を講じる。

#### ② 県災害医療本部・DMATへの要請

保健センター班は、必要に応じて、県災害医療本部へ県の医療救護班及びDMATの派遣を要請する。

### (2) 応援受け入れ

医療チーム等の受け入れや派遣先の調整は、保健センター班と県が行う。

また、保健センター班は、公的組織及び他機関からの医療チーム等の活動環境の整備を以下のとおり行うこととしている。

#### ① 参集場所・活動拠点の確保

医療救護班及びDMATは、保健センター班が指定する場所に参集する。

#### ② 医薬品・資機材等の確保

医薬品・資機材が不足した時、保健センター班は、必要に応じて県災害対策本部、県薬剤師会、その他医薬品・資機材等取扱業者、日赤及び各医療機関等に協力を要請し補給する。

また、大規模災害発生時に救援物資として集まる医薬品・資機材等の集積センターを市保健センター内に開設し、県薬剤師会八幡浜支部の協力を得て、管理を行う。

### (3) 協定について

八幡浜市が医療関係団体と締結している協定は次のとおり。

協定名	締結団体
災害時の医療救護に関する協定	愛媛県、県下市町村、(一社)愛媛県医師会
災害時の医療救護に関する協定	愛媛県、県下市町村、(公社)愛媛看護協会
災害時の医療救護に関する協定	愛媛県、県下市町村、(一社)愛媛県歯科医師会
災害時の医療救護に関する協定	愛媛県、県下市町村、(一社)愛媛県薬剤師会
災害時の医療救護活動についての協定	八幡浜市、(一社)八幡浜医師会

## 6 災害時応援協定締結団体

大規模な災害が発生した場合において、外部からの応援を円滑に受け入れるため、あらかじめ民間団体等と協定を締結し、迅速かつ的確な災害対策を実施できる体制を構築している。

協定締結課と協定に係る当該業務を所管する課が異なる場合、業務を所管する課を協定運用担当課として位置づけを行い、発災時は原則として協定運用担当課による協定の運用を行うものとする。

八幡浜市が民間団体等と締結している協定は次のとおり。

協定名	締結団体	協定締結年月日
愛媛県消防相互広域応援協定書	県下市町、県下消防事務組合	平成 18 年 3 月 1 日
愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	愛媛県、県下市町、県下消防事務組合	平成 18 年 3 月 1 日
南予地区広域消防相互応援協定書	南予地区市町村、南予地区消防事務組合	平成 7 年 6 月 1 日
大洲・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定書	大洲地区広域消防事務組合、八幡浜地区施設事務組合、大洲市、八幡浜市、西予市	平成 17 年 11 月 1 日
夜屋隧道内の災害活動に関する覚書	八幡浜地区施設事務組合、大洲地区広域消防事務組合	平成 12 年 10 月 31 日
笠置トンネル内の災害活動に関する覚書	八幡浜地区施設事務組合、東宇和事務組合	平成 13 年 2 月 1 日
原子力災害時に後発する一般災害に関する覚書	大洲地区広域消防事務組合、東宇和事務組合、八幡浜地区施設事務組合	平成 13 年 7 月 30 日
原子力施設における消防活動に関する協定書	八幡浜地区施設事務組合、四国電力(株)伊方発電所	平成 12 年 9 月 30 日
災害時等における搬送業務の協力に関する協定	八幡浜市、アトムタクシー(株)	平成 26 年 9 月 2 日
災害時における水道の応急活動に関する協定書	八幡浜市、八幡浜市管工事業協同組合	平成 20 年 7 月 7 日
災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	八幡浜市、(社)愛媛県エルピーガス協会八幡浜支部	平成 20 年 3 月 11 日
災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	八幡浜市、(社)愛媛県電設業協会	平成 23 年 10 月 3 日
災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	八幡浜市、愛媛県電気工事工業組合八幡浜支部八幡浜電気工事組合、愛媛県電気工事工業組合	平成 26 年 2 月 4 日
災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定	八幡浜市、(公社)日本下水道管路管理業協会	平成 25 年 2 月 20 日
災害時における下水道終末処理場及びポンプ場の復旧支援に関する協約	八幡浜市、日本下水道事業団	平成 25 年 4 月 1 日
災害時の協力に関する協定書	八幡浜市、四国電力(株)宇和島支店	平成 26 年 1 月 24 日

協定名	締結団体	協定締結年月日
災害時における給水に関する協定書	八幡浜市、(株)あわしま堂	平成 24 年 9 月 18 日
緊急援護物資調達に関する協定書	八幡浜市 (株)フジ フジグラン八幡浜店	平成 16 年 3 月 23 日
緊急援護物資調達に関する協定書	八幡浜市、西宇和農業協同組合	平成 16 年 3 月 23 日
緊急援護物資調達に関する協定書	八幡浜市、(株)ありがとうコーポレーション	平成 16 年 3 月 23 日
緊急援護物資調達に関する協定書	八幡浜市、(株)レディ薬局	平成 16 年 3 月 23 日
災害時における救援物資提供に関する協定書	八幡浜市、四国コカ・コーラボトリング(株)	平成 20 年 4 月 1 日
災害時等における物資供給協力に関する協定書	八幡浜市、生活協同組合コープえひめ	平成 24 年 10 月 1 日
災害時等における物資の供給協力等に関する協定書	八幡浜市、ダイキ(株)	平成 26 年 2 月 14 日
災害時の物資等の輸送に関する協定書	八幡浜市、愛媛県トラック協会八幡浜支部	平成 25 年 3 月 25 日
災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	八幡浜市、愛媛県土地家屋調査士会	平成 25 年 2 月 27 日
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	八幡浜市、(株)ゼンリン	平成 26 年 9 月 19 日
災害発生時における八幡浜市と八幡浜市内郵便局の協力に関する協定	八幡浜市内郵便局	平成 27 年 6 月 1 日
ハリテレ映像の提供に関する協定書	愛媛県、県下市町、県下消防事務組合	平成 23 年 3 月 1 日
災害時における情報交換及び支援に関する協定書	国土交通省四国整備局、八幡浜市	平成 23 年 10 月 26 日
四国西南サミット災害時相互応援協定	八幡浜市、宇和島市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町、愛南町、宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町	平成 23 年 5 月 23 日
瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	八幡浜市、瀬戸内海沿岸海ネット共助会員市町村	平成 24 年 3 月 29 日
災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	四国地方整備局・四国管内港湾管理者・四国管内港湾関係団体	平成 27 年 11 月 5 日
災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書	愛媛県・県下市町	平成 28 年 2 月 17 日
GPS 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書	四国地方整備局・八幡浜市	平成 28 年 8 月 23 日
大規模災害時における応急対策業	八幡浜市・(一社)愛媛県建設業協会	平成 28 年 8 月 26 日

協定名	締結団体	協定締結年月日
務に関する協定書	八幡浜支部	
災害時における被災者支援に関する協定書	八幡浜市・愛媛県行政書士会	平成28年12月26日
八幡浜市避難行動要支援者名簿に関する協定	八幡浜市・八幡浜地区消防本部・市自主防災会連絡協議会・市民生児童委員協議会・社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	平成30年3月22日
災害時における航空写真等の提供に関する協定	株式会社パスコ愛媛支店	平成30年3月29日
災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定	愛媛県、一般社団法人えひめ産業資源循環協会	令和元年6月24日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和元年10月10日
災害時における動物救護活動に関する協定書	公益社団法人愛媛県獣医師会	令和2年2月3日

## 7 ボランティア

### (1) 一般ボランティア

大規模災害発生後、八幡浜市社会福祉協議会は、「八幡浜市災害ボランティアセンター」を設置し、市災害対策本部と被害状況や被災者ニーズなどに関する情報収集・発信を連携して行うこととしている。

#### ① 一般ボランティアの要請

受援課は、各課等内で行う業務について、一般ボランティアの活用についてのニーズを取りまとめ、対策部総務班へ要請する。

その後、対策部総務班は、担当課からの要請内容を取りまとめ、市災害ボランティアセンターへ要請を行う。

#### ② 一般ボランティアの受入れ

一般ボランティアの受入れは、受援課にて行う。なお、受入れに当たって、日時、人数、場所などの調整は、担当課が市災害ボランティアセンターと行うこととし、対策部総務班は必要に応じて調整に入ることとする。

### (2) 専門ボランティア

市は専門ボランティアを受け入れるため、窓口を各対策部に置く。

受入れの窓口となる各担当課は、関係機関・団体への要請や受付・登録、活動拠点の提供、派遣等の業務を担う。

活動分野	個人・団体	受入窓口
医療救護	医師、看護師、薬剤師、歯科医師、歯科衛生士	保健センター
被災建築物応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定士	建設課
要配慮者支援	各種団体	社会福祉課、保健センター、子育て支援課

## 8 消防機関

消防機関の応援要請は、八幡浜地区広域消防事務組合が実施する。その流れは次のとおり。

消防機関に係る受援は、県内の消防力に対応できる場合は「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、受援体制をとることとする。八幡浜市内及び愛媛県内応援部隊の消防力では十分な対応ができない場合の対応として「愛媛県緊急消防援助隊受援計画」、「組合緊急消防援助隊受援計画（八幡浜地区広域消防事務組合）」において、緊急消防援助隊の受援について整理している。

### (1) 応援要請

#### ① 県内応援の要請

組合長は、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づく応援を受ける必要があると判断した場合は、「県広域相互応援計画」にて県知事に応援要請を行う。なお県知事と連絡がとれない場合は、直接、代表消防機関（松山市消防局）又はブロック内幹事（宇和島地区広域事務組合消防本部）に応援要請を行う。

#### ② 緊急消防援助隊の要請

組合長は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「県受援計画」により県知事に応援要請を行う。なお県知事と連絡がとれない場合は、消防庁長官に直接応援要請を行い、事後、愛媛県知事へ連絡する。

### (2) 受入準備

応援要請を行った後、以下のとおり受入準備を行う。

- ・ 応援部隊に提供する資料の準備（消防水利の情報、医療機関情報、野営場所情報、燃料・食料・建設機械等情報）
- ・ 活動拠点の指定、活動拠点の確保、活動拠点の設備及び物品準備
- ・ 活動拠点及び活動現地への誘導
- ・ 必要資機材等の調達

### (3) 進出拠点一覧

緊急消防援助隊受援計画に基づく活動拠点

No	名称	所在地	連絡先
1	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合運動公園（八幡浜・大洲地区運動公園）	大洲市平野町野田乙1644	(0893)23-5524
2	八幡浜市民スポーツパーク	八幡浜市若山地内	(0894)22-5595

### (4) ヘリポート一覧

#### (1) 場外臨時離着陸場一覧表

名称	所在地	区分	駐機数		位置（緯度）	位置（経度）
			中型機	大型機		
若山	若山 9-45	地域拠点	1	—	北緯 33 度 25 分 36 秒	東経 132 度 27 分 08 秒
市立八幡浜総合病院	大平 1-638	地域拠点	1	—	北緯 33 度 28 分 06 秒	東経 132 度 25 分 28 秒

神越グラウンド	保内町喜木 1-18	緊急（適地）	1	—	北緯 33 度 28 分 48 秒	東経 132 度 24 分 16 秒
王子の森スタジアム	五反田 1-6-9	緊急（準適地）	1	—	北緯 33 度 26 分 50 秒	東経 132 度 26 分 09 秒
大島	大島	緊急（適地）	1	—	北緯 33 度 23 分 08 秒	東経 132 度 20 分 29 秒
宮内小学校	保内町宮内 5-46	緊急（適地）	1	—	北緯 33 度 29 分 29 秒	東経 132 度 23 分 49 秒
創価学会八幡浜 平和会館	保内町川之石 1-236-35	緊急（適地）	1	—	北緯 33 度 28 分 30 秒	東経 132 度 23 分 59 秒
八幡浜市民 スポーツパーク	若山地内	緊急（準適地）	3	1	北緯 33 度 25 分 28 秒	東経 132 度 27 分 01 秒

(2) 臨時ヘリポート一覧表

臨時ヘリポート名称	所在地	位置（緯度）	位置（経度）
八幡浜市古谷	松柏丁 139-1	北緯 33 度 28 分 34 秒	東経 132 度 27 分 13 秒
八幡浜市古藪	川之内 3-261	北緯 33 度 27 分 09 秒	東経 132 度 29 分 10 秒

※ 火災等の災害時において、緊急的に航空消防活動を行なうための場所をいう。

(5) 近隣市町との協定について

上記によらない近隣の消防組織と締結している協定は次のとおり。

協定名	締結団体	協定締結年月日
愛媛県消防相互広域応援協定書	県下市町、県下消防事務組合	平成 18 年 3 月 1 日
愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	愛媛県、県下市町、県下消防事務組合	平成 18 年 3 月 1 日
南予地区広域消防相互応援協定書	南予地区市町村、南予地区消防事務組合	平成 7 年 6 月 1 日
八幡浜・大洲地区、西予市消防相互応援協定書	八幡浜地区広域消防事務組合、大洲地区施設事務組合、大洲市、八幡浜市、西予市	平成 17 年 11 月 1 日
夜昼隧道内の災害活動に関する覚書	八幡浜地区施設事務組合、大洲地区広域消防事務組合	平成 12 年 10 月 31 日
笠置トンネル内の災害活動に関する覚書	八幡浜地区施設事務組合、東宇和事務組合	平成 13 年 2 月 1 日
原子力災害時に後発する一般災害に関する覚書	大洲地区広域消防事務組合、東宇和事務組合、八幡浜地区施設事務組合	平成 13 年 7 月 30 日
ヘリテレ映像の提供に関する協定書	愛媛県、県下市町、県下消防事務組合	平成 23 年 3 月 1 日

## 第6章 受援力向上に向けた取り組み

### 1 本計画の修正・推進

本計画は、PDCA（PLAN-DO-CHECK-ACTION）サイクルを活用して、訓練を重ねながら随時見直していく。その習熟のために、各部課等においては、国の新しい制度や知見等の情勢の変化に伴う時点修正を取り入れて、各部課等で作成しているマニュアル等に受援対象業務の内容を反映させ、研修・訓練等を通じて内容を周知し、理解を深めていくものとする。

### 2 受援対象業務シートの管理

作成した受援対象業務シートは、随時内容を見直し、更新を図るものとする。

（受援対象業務シートの詳細は「第7章 受援対象業務シート」のとおり。）

### 3 受入体制の準備

各部課等は、発災時に迅速かつ円滑に応援を受け入れるため、以下のとおり、受入体制の準備を行うものとする。

- ・ 応援職員等の執務スペースをあらかじめ検討しておくこと。
- ・ 応援職員等の宿舎・野営地・駐車場の候補地をあらかじめ検討しておくこと。
- ・ 地図、資料、資機材、業務ごとのフローやマニュアルをあらかじめ用意しておくこと。

### 4 災害時応援協定の実効性強化

各部課等は、災害時応援協定を締結するだけでなく、より有効かつ円滑な運用を行う観点から、具体的な運用のあり方や発災時の連絡体制の構築（連絡担当者の設定、電話不通を想定した連絡手段の確保等）について、協定締結先と事前に調整・協議を行うものとする。

### 5 訓練の実施

各部課等は、他自治体、協定締結事業者等からの受援を想定した図上訓練等を定期的の実施し、受援力の維持・向上を行うものとする。

## 第7章 受援対象業務シート

発災時に迅速かつ円滑に応援を受け入れるため、受援対象業務ごとに具体的業務の内容や想定される応援要請先・協定締結先など応援要請に必要な事項、指揮命令者・受援担当者、応援職員等の活動拠点（執務場所）など応援に必要な体制を具体化したシートを作成した。

応援時には、本シートに基づき応援要請をすることで、受援の準備に係る時間が軽減され、応援職員等を効率的かつ効果的に活用することができる。

### ■受援対象業務一覧

●は「応急対応業務」、○は「各部共通業務」

No.	担当部	担当課	業務名	業務番号
1	本部事務局	事務局	●災害対策全般の総合調整、対策本部内の活動調整、各対策部の調整指示及び連絡	危機-1
2	総務部	総務課	●庁内 LAN 等情報システム等運用管理（点検復旧）	総務-1
3	総務部	総務課	○財務会計オンラインシステムの運用管理	総務-2
4	総務部	総務課	○市税のオンラインシステム運用管理	総務-3
5	総務部	総務課	○住民基本台帳ネットワークシステム運用管理	総務-4
6	総務部	財政課	●公営住宅等の災害復旧に関すること	財政-1
7	総務部	財政課	●応急仮設住宅の入居受付等に関すること	財政-2
8	総務部	財政課	●公営住宅の一時使用に関する入居受付等	財政-3
9	総務部	財政課	●物資集積場所の管理運営・物資輸送	財政-4
10	総務部	税務課	○住宅の被害認定調査	税務-1
11	総務部	税務課	●り災証明の発行	税務-2
12	総務部	税務課	●市税に関する特別措置（減免申請受付）	税務-3
13	産業建設部	建設課	●公共土木施設の被害調査・災害復旧に関すること	建設-1
14	産業建設部	建設課	●土砂災害（がけ崩れ防災対策）に関すること	建設-2
15	産業建設部	建設課	●緊急輸送道路の機能確保	建設-3
16	産業建設部	建設課	●災害対策用機械類の調達	建設-4
17	産業建設部	建設課	●被災宅地危険度判定の実施に関すること	建設-5
18	産業建設部	建設課	●被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること	建設-6
19	産業建設部	建設課	●公園施設等の災害復旧に関すること	建設-7
20	産業建設部	建設課	●公園施設等の災害復旧に関すること（管内公園の応急復旧に関すること）	建設-8
21	産業建設部	建設課	●住宅等の応急修理（復旧）に関する相談及び補助受付に関すること	建設-9
22	産業建設部	建設課	●応急仮設住宅の建設・管理に関すること	建設-10
23	産業建設部	農林課	●農林水産業の被害状況調査に関すること	農林-1
24	産業建設部	農林課	●被災農林漁業施設・機械等の調査に関すること	農林-2
25	産業建設部	農林課	●被災農林水産業者に係るり災証明に関すること	農林-3
26	産業建設部	農林課	●農地・農業用施設及び林業施設の被害状況調査	農林-5
27	産業建設部	農林課	●被災農林漁業施設・機械等の復旧検査に関すること	農林-4

28	産業建設部	農林課	●農地・農業用施設及び林業施設の応急対策	農林-6
29	産業建設部	商工観光課	●商工事業者被害状況調査	商工-1
30	産業建設部	商工観光課	●中小企業相談窓口の設置、相談会の開催	商工-2
31	産業建設部	商工観光課	●商工事業者に関するり災証明の発行	商工-3
32	産業建設部	商工観光課	●中小企業の災害金融支援	商工-4
33	産業建設部	商工観光課	●被災中小企業に対する支援	商工-5
34	産業建設部	水産港湾課	●水産業の被害状況調査に関すること	水港-1
35	産業建設部	水産港湾課	●被災漁業施設・機械等の調査に関すること	水港-2
36	産業建設部	水産港湾課	●被災水産業者に係るり災証明に関すること	水港-3
37	産業建設部	水産港湾課	●被災漁業施設・機械等の復旧検査に関すること	水港-4
38	産業建設部	水道課	●応急給水	水道-1
39	産業建設部	水道課	●水道施設の応急復旧	水道-2
40	産業建設部	下水道課	●公共下水道施設及び雨水ポンプ場施設等の災害復旧に関すること	下水-1
41	市民福祉部	社会福祉課	○被災障がい者訪問支援	社福-1
42	市民福祉部	社会福祉課	●生活必需品の配布	社福-2
43	市民福祉部	社会福祉課	●被災者生活再建支援金の申請受付	社福-3
44	市民福祉部	社会福祉課	●災害見舞金の申請受付	社福-4
45	市民福祉部	社会福祉課	●災害援護資金貸付等の申請受付	社福-5
46	市民福祉部	社会福祉課	●福祉等施設の被害状況の確認	社福-6
47	市民福祉部	社会福祉課	●福祉避難所の設置・運営	社福-7
48	市民福祉部	社会福祉課	●災害時要援護者の安否確認・被害状況の確認	社福-8
49	市民福祉部	社会福祉課	●要配慮者への支援に関する事務	社福-9
50	市民福祉部	社会福祉課	●遺体の収容・埋火葬	社福-10
51	市民福祉部	子育て支援課	●災害時保育に係る調整等	子育て-1
52	市民福祉部	子育て支援課	●避難所へ不足する物資の調達配布	子育て-2
53	市民福祉部	子育て支援課	○特定教育・保育施設に関すること(2号・3号認定関係)	子育て-3
54	市民福祉部	子育て支援課	●非常炊出し支援準備	子育て-4
55	市民福祉部	子育て支援課	○児童手当法に関すること	子育て-5
56	市民福祉部	子育て支援課	○愛顔の子育て応援事業に関すること	子育て-6
57	市民福祉部	子育て支援課	●在宅避難者への食糧配布準備	子育て-7
58	市民福祉部	子育て支援課	○保育システム電算処理業務に関すること	子育て-8
59	市民福祉部	子育て支援課	○特定教育・保育施設に関すること(1号認定関係)	子育て-9
60	市民福祉部	子育て支援課	●児童福祉施設の復旧に関すること	子育て-10
61	市民福祉部	子育て支援課	●保育所等保育料の特例措置	子育て-11
62	市民福祉部	子育て支援課	●児童扶養手当制度の特例措置	子育て-12
63	市民福祉部	保健センター	●防疫・公衆衛生に関すること	保セ-1
64	市民福祉部	保健センター	○要介護施設従事者による高齢者虐待に関すること	保セ-2
65	市民福祉部	保健センター	○介護予防ケアマネジメント(要支援者等)に関すること	保セ-3
66	市民福祉部	保健センター	○ブランチ(在宅介護支援センター)に関すること	保セ-4

67	市民福祉部	保健センター	●介護保険料の減免に関する事務	保セ-5
68	市民福祉部	保健センター	●介護サービス利用料の免除に関する事務	保セ-6
69	市民福祉部	保健センター	●医療機関の被害状況の確認	保セ-7
70	市民福祉部	保健センター	●関係機関への支援要請（保健所・救護班の派遣等）	保セ-8
71	市民福祉部	保健センター	●避難所利用者支援(所管施設内含む)	保セ-9
72	市民福祉部	保健センター	●救急用薬品の確保	保セ-10
73	市民福祉部	保健センター	●感染症予防（被災者の健康被害調査）	保セ-11
74	市民福祉部	保健センター	●被災者の健康相談・心の相談	保セ-12
75	市民福祉部	保健センター	○総合相談支援に関すること	保セ-13
76	市民福祉部	生活環境課	●災害廃棄物の総合的な処理・実施に関すること	生環-1
77	市民福祉部	生活環境課	●衛生関係施設の被害調査及び災害対策に関すること	生環-2
78	市民福祉部	生活環境課	●衛生検査に関すること	生環-3
79	市民福祉部	生活環境課	●衛生組合の協力体制に関すること	生環-4
80	市民福祉部	生活環境課	○埋火葬に関すること	生環-5
81	市民福祉部	生活環境課	○火葬場及び墓地に関すること	生環-6
82	市民福祉部	生活環境課	●清掃業務計画の総合調整に関すること	生環-7
83	市民福祉部	生活環境課	●水質汚濁その他公害に係る調査及び防止対策に関する こと	生環-8
84	市民福祉部	生活環境課	●清掃応援要請及び各種応援団体の掌握に関すること	生環-9
85	市民福祉部	生活環境課	●ごみ・し尿の非常処理に関すること	生環-10
86	市民福祉部	生活環境課	●動物の保護・管理に関すること	生環-11
87	市民福祉部	生活環境課	●公費解体に関すること(災害時)	生環-12
88	市民福祉部	生活環境課	●死亡鳥獣・漂流物等の処理に関すること	生環-13
89	市民福祉部	生活環境課	●所管施設の管理及び必要施設の応急設営に関すること	生環-14
90	市民福祉部	生活環境課	●被災地における仮設トイレの設置及び維持管理に関する こと	生環-15
91	市民福祉部	市民課	●被災者の安否の問い合わせ等に関すること	市民-1
92	市民福祉部	市民課	●行方不明者の届出に関すること	市民-2
93	市民福祉部	市民課	○証明書発行に関すること	市民-3
94	市民福祉部	市民課	○住基、戸籍届出に関すること	市民-4
95	市民福祉部	市民課	●医療保険制度の特例措置に関すること	市民-5
96	教育委員会	学校教育課	●避難所設置・運営及び避難施設（学校等）の管理運営	学教-1
97	教育委員会	学校教育課	●教職員の動員、派遣調整	学教-2
98	教育委員会	学校教育課	●被災児童生徒等への支援（災害救助法関係）	学教-3